

厚生労働省
東京労働局発表
令和8年8月28日

【担 当】
東京労働局 雇用環境・均等部 指導課
課 長 高 橋 英 雄
統括労働紛争調整官
石 塚 延 啓
(電 話) 03-3512-1609

個別労働紛争の解決制度に関する令和7年度の施行状況を発表します ～「いじめ・嫌がらせ」に係る相談が引き続き最多～

東京労働局(局長 増田 嗣郎)では、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく個別労働紛争の解決を図る制度(総合労働相談、助言・指導、あっせん)を施行しています。このたび、上記制度に関する令和7年度の施行状況を取りまとめたので、公表します。

【令和7年度の施行状況の概要について】

➤相談、助言・指導、あっせん件数等

○総合労働相談(※1)件数	171,056件(前年度比 0.6%減)
うち民事上の個別労働紛争(※2)相談件数	30,852件(同 12.9%増)
○労働局長による助言・指導(※3)の申出件数	835件(同 49.9%増)
○紛争調整委員会によるあっせん(※4)申請件数	1,431件(同 48.9%増)

➤紛争当事者双方のあっせん参加率は、46.2%(全国 45.4%)

➤被申請人があっせんに参加した件数における合意率は、61.6%(全国 58.4%)

※ なお、雇用均等関係法令の施行状況については、公表数値を取りまとめ次第、公表予定です。

※1 「総合労働相談」

東京労働局、各労働基準監督署、有楽町駅前の20か所に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。

※2 「民事上の個別労働紛争」

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に関するものを除く）。

※3 「助言・指導」

民事上の個別労働紛争について、労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことで、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

※4 「あっせん」

紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話を促進することにより、紛争の解決を図る制度。

※5 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定する職場におけるパワーハラスメントに関する相談については同法に基づき対応されるため、「総合労働相談」のうち「法制度の問い合わせ」や「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上され、「民事上の個別労働紛争（のいじめ・嫌がらせ）」の相談件数には計上されていない。同じく、同法に規定する紛争について、その解決の援助の申立や調停の申請があった場合には、同法に基づき対応。

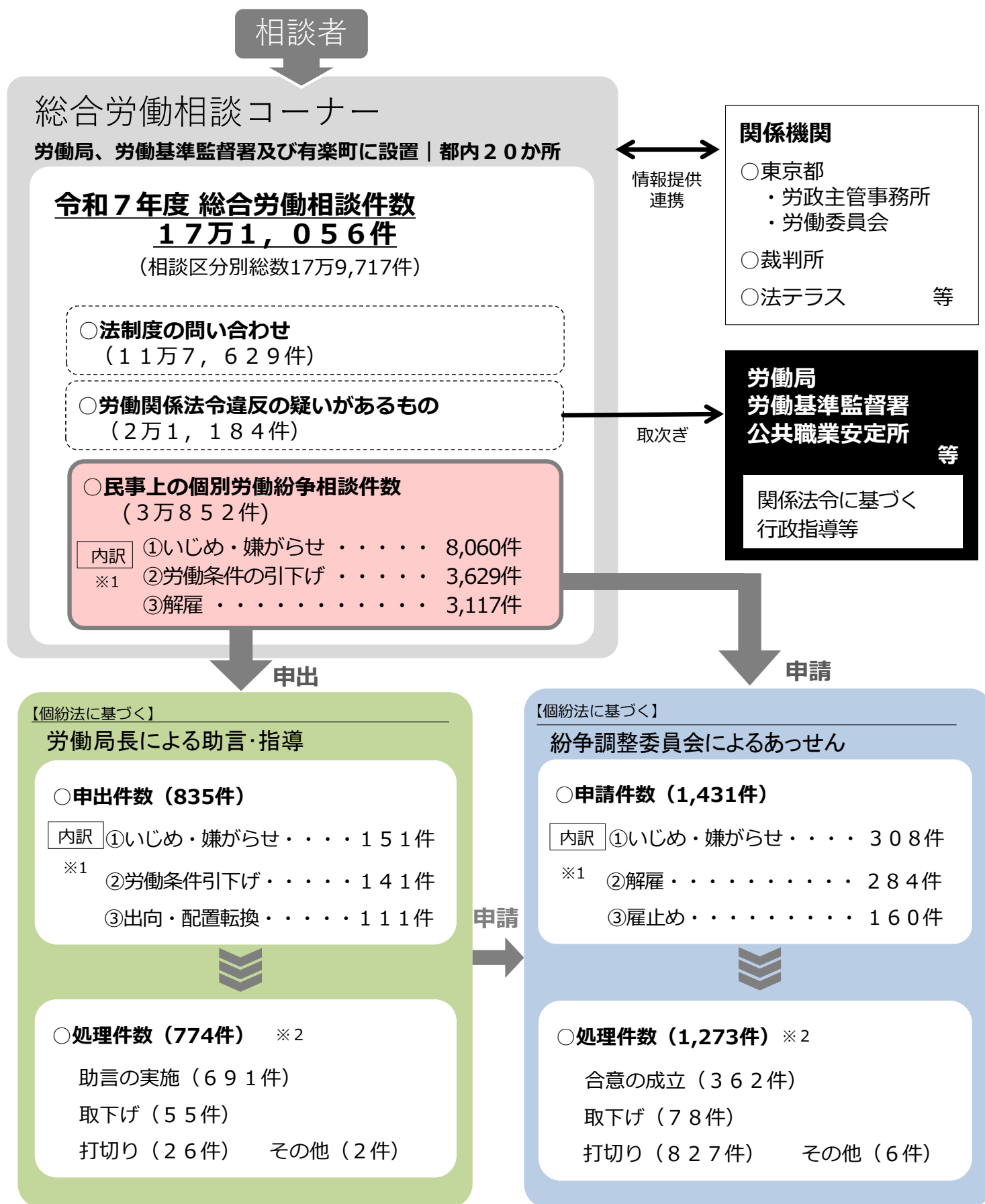
【別添資料】

別添1 個別労働紛争解決制度等の枠組み

別添2 令和7年度個別労働紛争解決制度等の運用状況

別添3 令和7年度における解決事例

個別労働紛争解決制度の枠組み



※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している

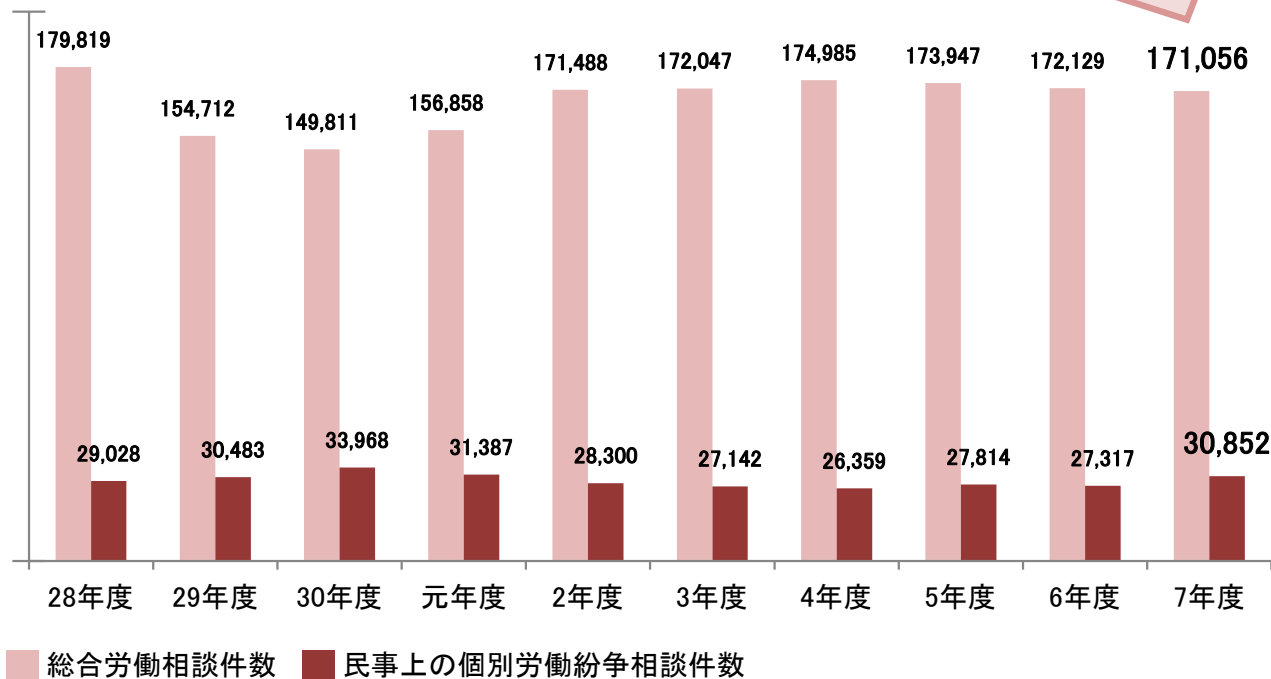
※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

令和7年度個別労働紛争解決制度等の運用状況

1 総合労働相談

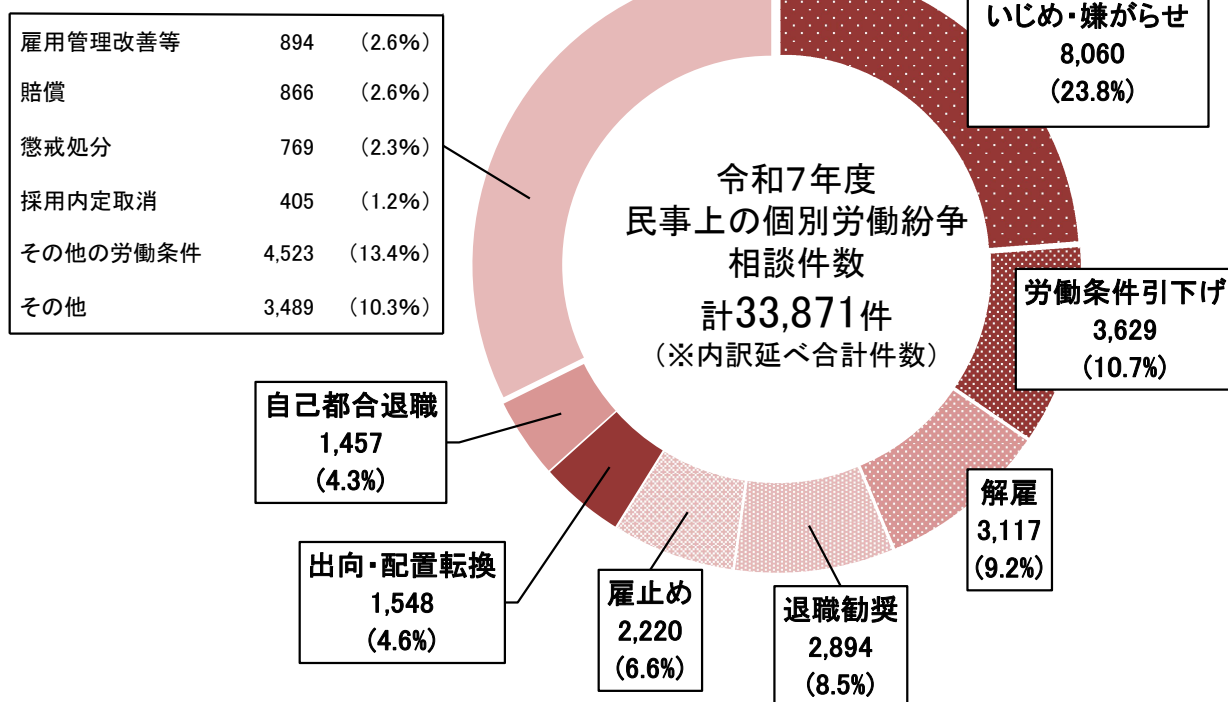
(1) 相談件数の推移

全国の総合労働相談件数 119万8,010件
東京局の占める割合 **14.3%**



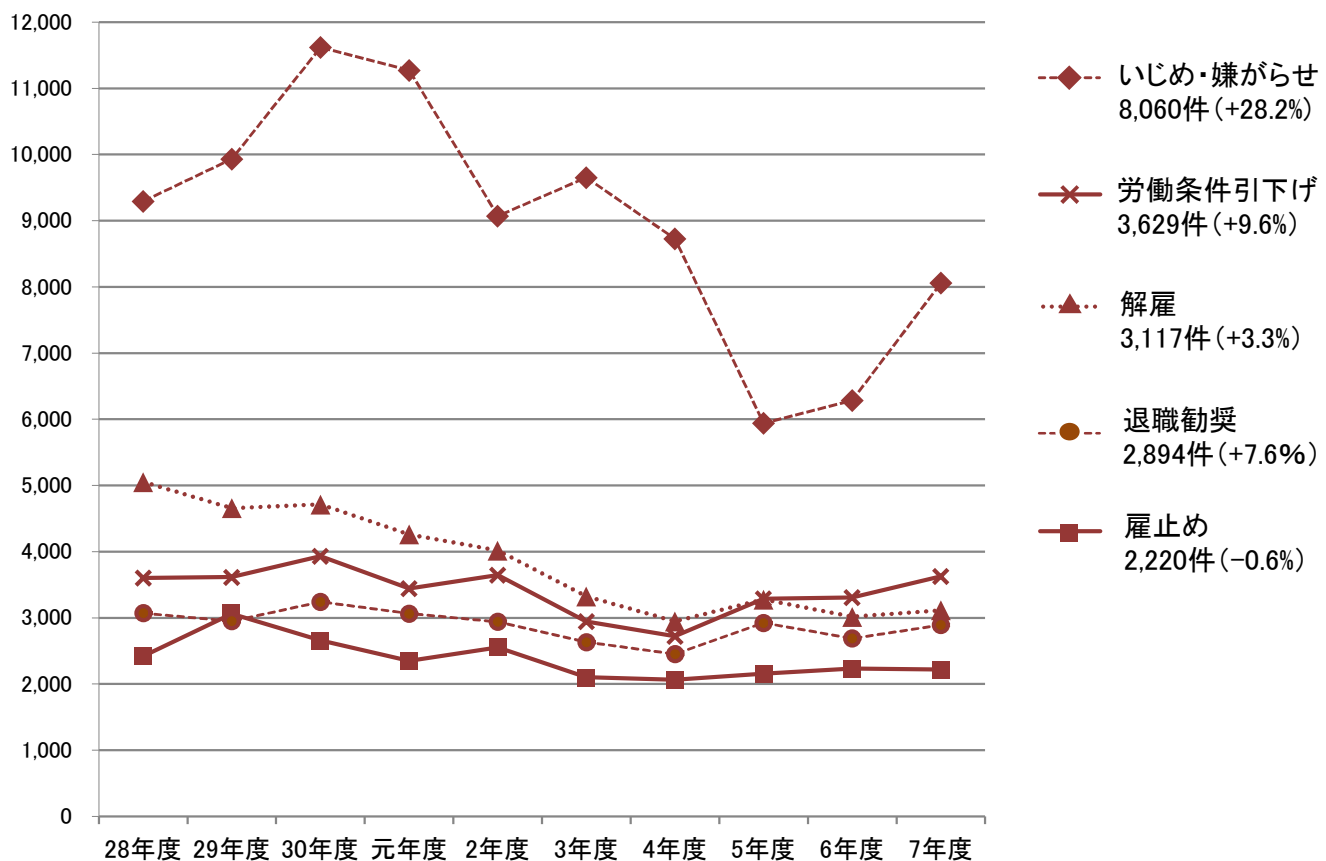
(2) 民事上の個別労働紛争 相談内容別の件数

ほか 計10,946件



※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

(3) 民事上の個別労働紛争 主な相談内容別の件数推移



※ ()内は対前年度比。

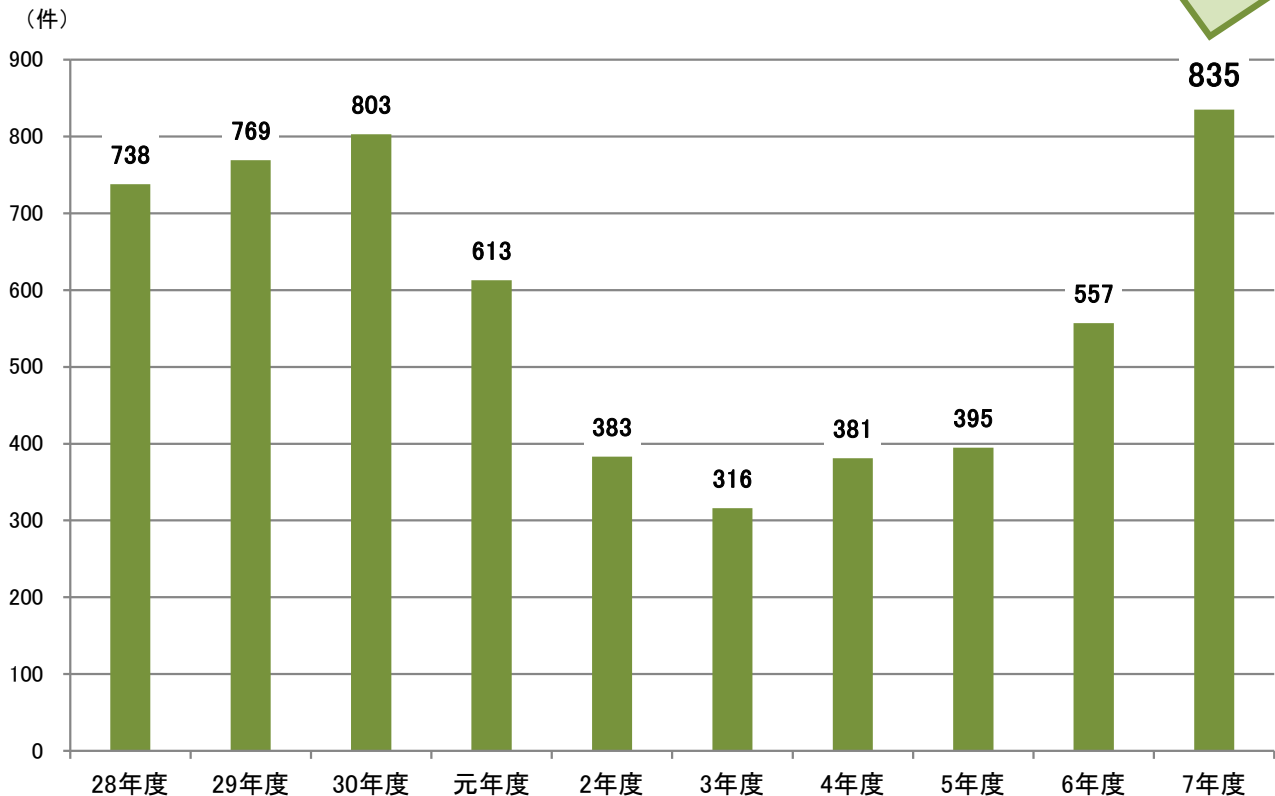
【参考】民事上の個別労働紛争 主な相談内容別の件数推移

	解雇	雇止め	退職 勧奨	採用内 定取消	自己都 合退職	出向・配 置転換	労働条件 引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 改善等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
28年度	5,054	2,425	3,071	374	2,084	1,165	3,603	1,569	9,296	457	348	3,555	33,001
	15.3%	7.3%	9.3%	1.1%	6.3%	3.5%	10.9%	4.8%	28.2%	1.4%	1.1%	10.8%	
29年度	4,660	3,061	2,951	422	2,152	1,218	3,616	1,957	9,935	478	287	3,951	34,688
	13.4%	8.8%	8.5%	1.2%	6.2%	3.5%	10.4%	5.6%	28.6%	1.4%	0.8%	11.4%	
30年度	4,715	2,660	3,243	421	2,717	1,149	3,935	2,091	11,620	475	398	4,247	37,671
	12.5%	7.1%	8.6%	1.1%	7.2%	3.1%	10.4%	5.6%	30.8%	1.3%	1.1%	11.3%	
元年度	4,263	2,352	3,064	423	2,112	1,164	3,445	1,881	11,276	447	390	3,742	34,559
	12.3%	6.8%	8.9%	1.2%	6.1%	3.4%	10.0%	5.4%	32.6%	1.3%	1.1%	10.8%	
2年度	4,017	2,555	2,943	481	1,410	1,237	3,649	1,679	9,072	489	206	3,225	30,963
	13.0%	8.3%	9.5%	1.6%	4.6%	4.0%	11.8%	5.4%	29.3%	1.6%	0.7%	10.4%	
3年度	3,328	2,102	2,634	391	1,450	1,088	2,945	1,698	9,654	486	240	3,431	29,447
	11.3%	7.1%	8.9%	1.3%	4.9%	3.7%	10.0%	5.8%	32.8%	1.7%	0.8%	11.7%	
4年度	2,948	2,068	2,453	396	1,633	1,069	2,723	2,471	8,728	610	235	3,774	29,108
	10.1%	7.1%	8.4%	1.4%	5.6%	3.7%	9.4%	8.5%	30.0%	2.1%	0.8%	13.0%	
5年度	3,279	2,155	2,924	461	1,943	1,290	3,291	3,459	5,941	711	310	4,624	30,388
	10.8%	7.1%	9.6%	1.5%	6.4%	4.2%	10.8%	11.4%	19.6%	2.3%	1.0%	15.2%	
6年度	3,018	2,234	2,690	429	1,722	1,285	3,310	3,693	6,286	746	294	4,776	30,483
	9.9%	7.3%	8.8%	1.4%	5.6%	4.2%	10.9%	12.1%	20.6%	2.4%	1.0%	15.7%	
7年度	3,117	2,220	2,894	405	1,457	1,548	3,629	4,523	8,060	894	248	4,876	33,871
	9.2%	6.6%	8.5%	1.2%	4.3%	4.6%	10.7%	13.4%	23.8%	2.6%	0.7%	14.4%	

※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

(1) 助言・指導 申出件数の推移

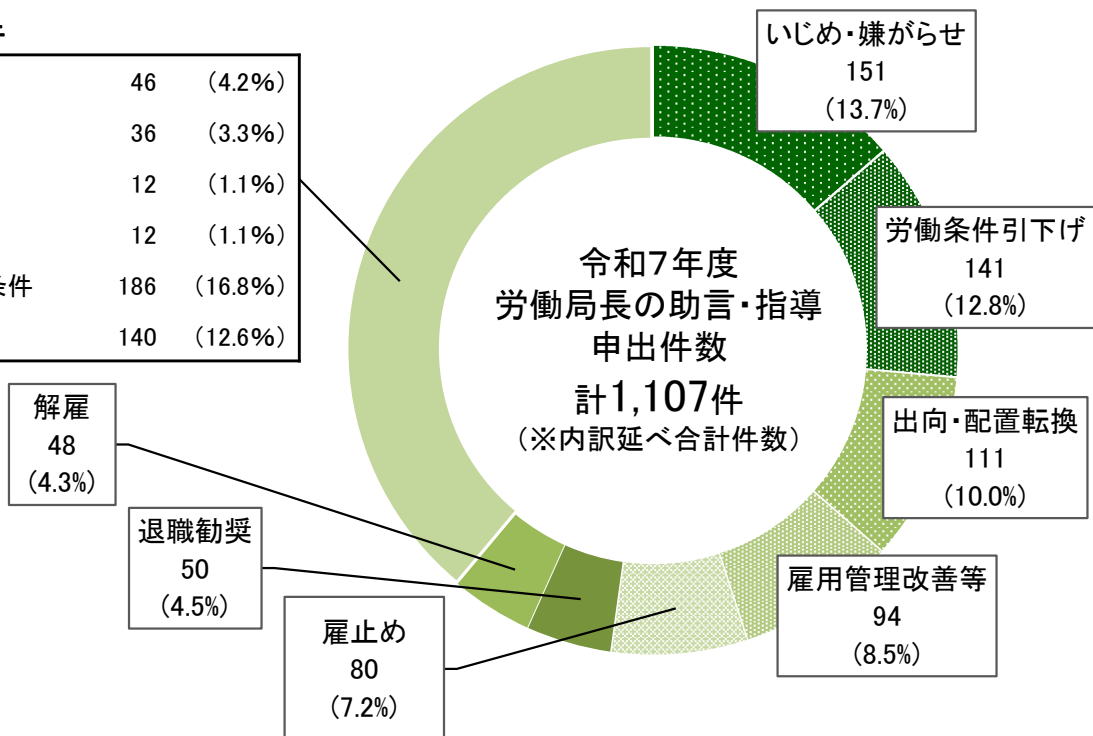
全国の助言・指導申出件数 9,616件
東京局の占める割合 8.7%



(2) 助言・指導 申出内容別の件数

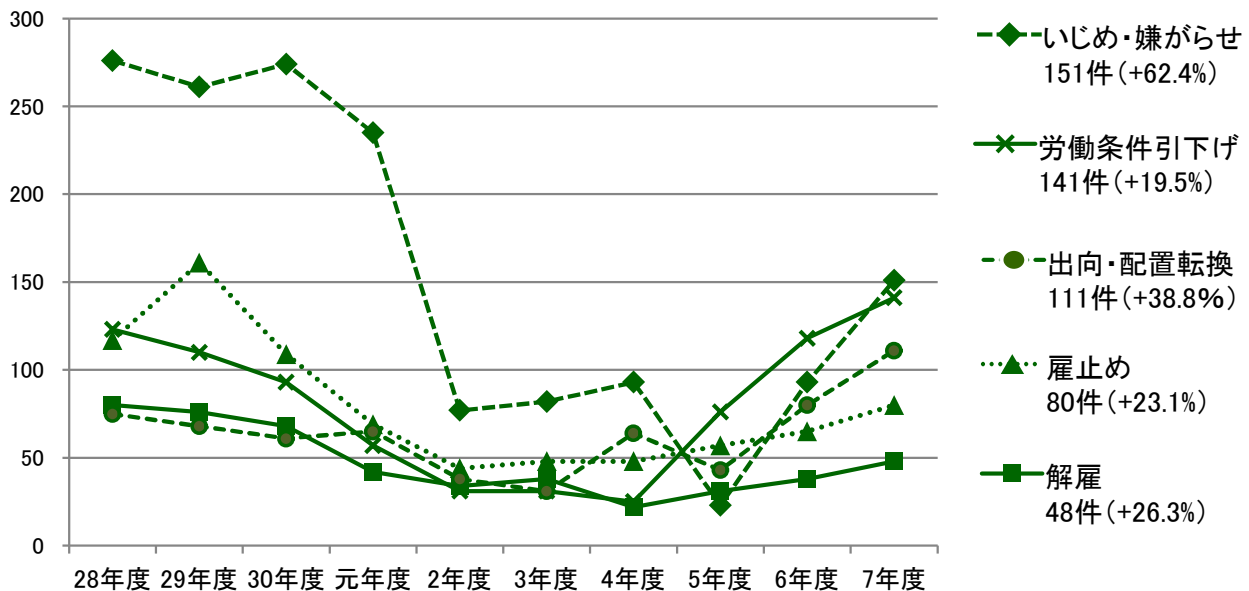
ほか 計432件

人事評価	46	(4.2%)
懲戒処分	36	(3.3%)
自己都合退職	12	(1.1%)
募集採用	12	(1.1%)
その他の労働条件	186	(16.8%)
その他	140	(12.6%)



※ ()内は申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件の助言・指導申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申出内容を件数として計上したもの。

(3) 助言・指導 主な申出内容別の件数推移



※ ()内は対前年度比。

【参考】助言・指導 主な申出内容別の件数推移

	解雇	雇止め	退職勧奨	懲戒処分	出向・配置転換	労働条件引下げ	その他の労働条件	いじめ・嫌がらせ	その他	内訳延べ合計件数
28年度	80	117	47	23	75	123	58	276	117	916
	8.7%	12.8%	5.1%	2.5%	8.2%	13.4%	6.3%	30.1%	12.8%	
29年度	76	161	44	19	68	110	54	261	122	915
	8.3%	17.6%	4.8%	2.1%	7.4%	12.0%	5.9%	28.5%	13.3%	
30年度	68	109	51	36	61	93	69	274	151	912
	7.5%	12.0%	5.6%	3.9%	6.7%	10.2%	7.6%	30.0%	16.6%	
元年度	42	69	38	32	65	57	74	235	99	711
	5.9%	9.7%	5.3%	4.5%	9.1%	8.0%	10.4%	33.1%	13.9%	
2年度	34	44	32	11	38	31	46	77	77	390
	8.7%	11.3%	8.2%	2.8%	9.7%	7.9%	11.8%	19.7%	19.7%	
3年度	38	48	13	22	31	31	30	82	50	345
	11.0%	13.9%	3.8%	6.4%	9.0%	9.0%	8.7%	23.8%	14.5%	
4年度	22	48	34	12	64	25	49	93	124	471
	4.7%	10.2%	7.2%	2.5%	13.6%	5.3%	10.4%	19.7%	26.3%	
5年度	31	57	23	11	43	76	69	23	120	453
	6.8%	12.6%	5.1%	2.4%	9.5%	16.8%	15.2%	5.1%	26.5%	
6年度	38	65	40	29	80	118	125	93	187	775
	4.9%	8.4%	5.2%	3.7%	10.3%	15.2%	16.1%	12.0%	24.1%	
7年度	48	80	50	36	111	141	186	151	304	1,107
	4.3%	7.2%	4.5%	3.3%	10.0%	12.7%	16.8%	13.6%	27.5%	

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申出内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の申出において複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、複数の申出内容を件数として計上したもの。

(4) 助言・指導の流れ及び処理状況

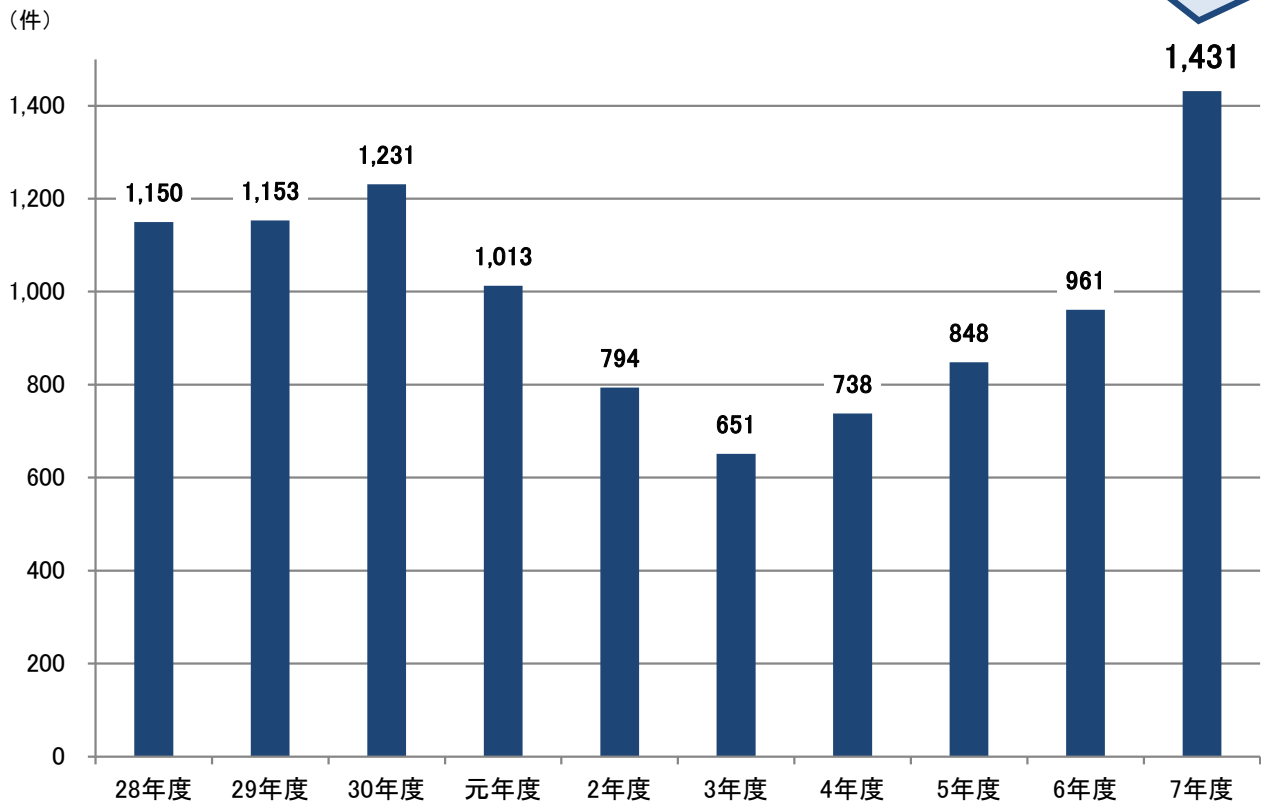
※ ()内は処理終了件数774件に占める比率



3 紛争調整委員会によるあっせん

(1) あっせん 申請件数の推移

全国のあっせん申請件数 4,486件
東京局の占める割合 **31.9%**



(2) あっせん 申請内容別の件数

ほか 計427件

採用内定取消	38	(2.5%)
雇用管理改善等	23	(1.5%)
人事評価	23	(1.5%)
懲戒処分	20	(1.3%)
その他の労働条件	289	(19.2%)
その他	34	(2.3%)

出向・配置転換
54
(3.6%)

退職勧奨
119
(7.9%)

労働条件引下げ
152
(10.1%)

いじめ・嫌がらせ
308
(20.5%)

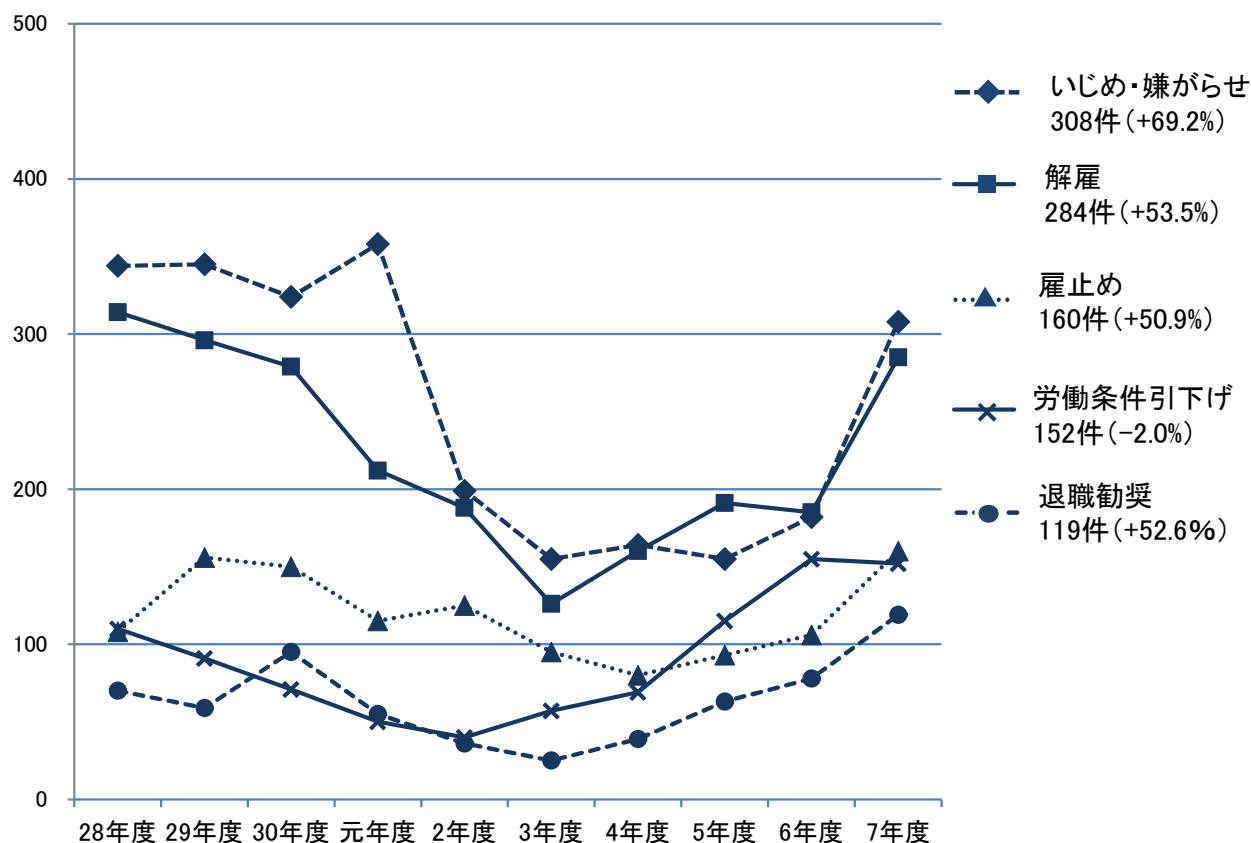
解雇
284
(18.9%)

雇止め
160
(10.6%)

令和7年度
紛争調整委員会による
あっせん申請件数
計1,504件
(※内訳延べ合計件数)

※ () 内は申請内容の全体に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

(3) あっせん 主な申請内容別の件数推移



※ ()内は対前年度比。

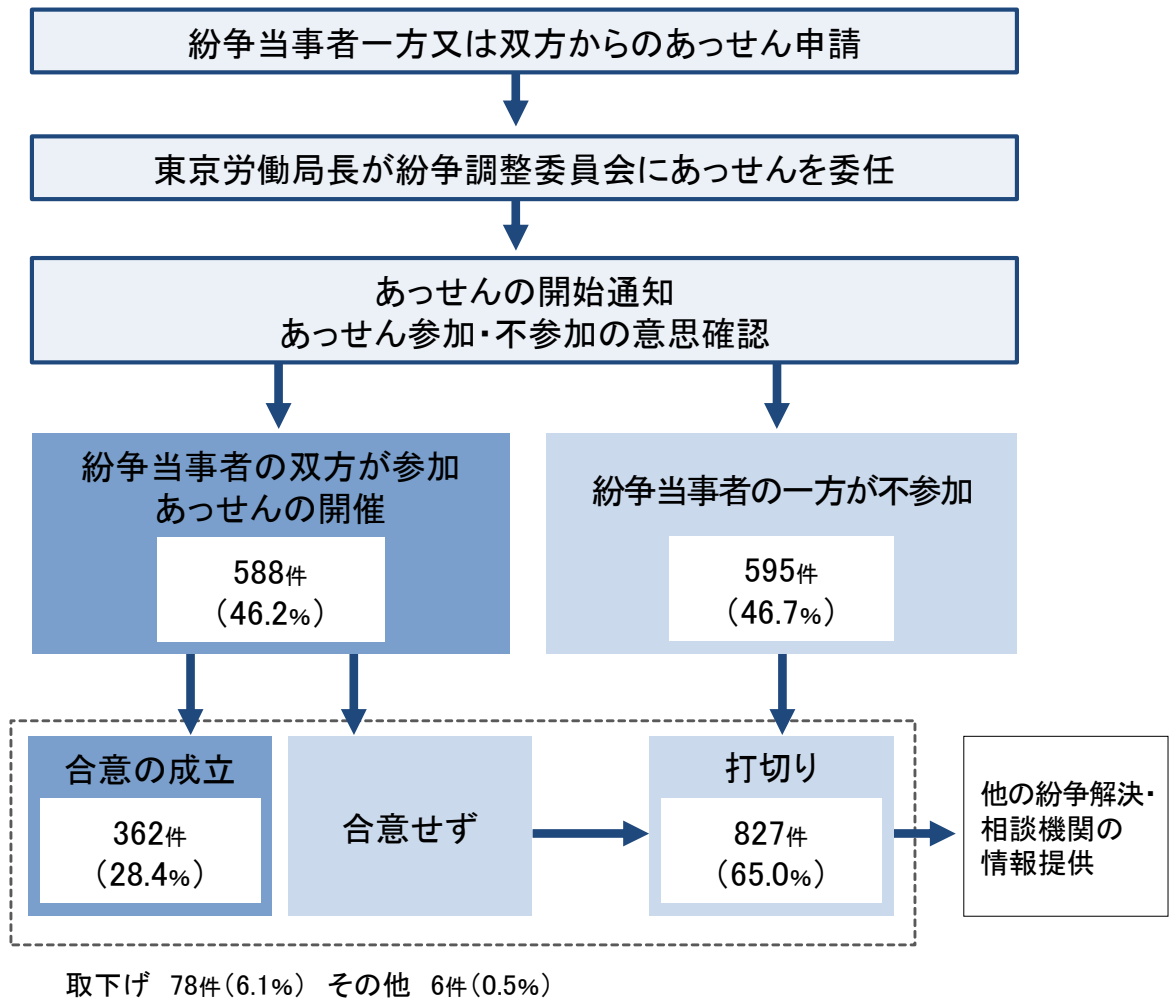
【参考】 あっせん 主な申請内容別の件数推移

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	出向・ 配置転換	労働条件 引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	その他	内訳延べ 合計件数
28年度	314	108	70	43	14	110	145	344	125	1,273
	24.7%	8.5%	5.5%	3.4%	1.1%	8.6%	11.4%	27.0%	9.8%	
29年度	296	156	59	34	19	91	75	345	78	1,153
	25.7%	13.5%	5.1%	2.9%	1.6%	7.9%	6.5%	29.9%	6.8%	
30年度	279	150	95	37	27	71	107	324	141	1,231
	22.7%	12.2%	7.7%	3.0%	2.2%	5.8%	8.7%	26.3%	11.5%	
元年度	212	115	55	32	7	50	59	358	125	1,013
	20.9%	11.4%	5.4%	3.2%	0.7%	4.9%	5.8%	35.3%	12.3%	
2年度	188	125	36	24	18	40	58	199	106	794
	23.7%	15.7%	4.5%	3.0%	2.3%	5.0%	7.3%	25.1%	13.4%	
3年度	126	95	25	20	18	57	38	155	117	651
	19.4%	14.6%	3.8%	3.1%	2.8%	8.8%	5.8%	23.8%	18.0%	
4年度	160	80	39	29	25	69	60	164	112	738
	21.7%	10.8%	5.3%	3.9%	3.4%	9.3%	8.1%	22.2%	15.2%	
5年度	191	93	63	40	33	115	74	155	84	848
	22.5%	11.0%	7.4%	4.7%	3.9%	13.6%	8.7%	18.3%	9.9%	
6年度	185	106	78	35	35	155	96	182	89	961
	19.3%	11.0%	8.1%	3.6%	3.6%	16.1%	10.0%	18.9%	9.3%	
7年度	284	160	119	38	54	152	289	308	100	1,504
	18.9%	10.6%	7.9%	2.5%	3.6%	10.1%	19.2%	20.5%	6.6%	

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申請内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回のあっせんにおいて複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、複数の申請内容を件数として計上したものの。

(4) あっせん手続の流れ及び処理状況

※()内は処理終了件数1,273件に占める比率



被申請人があっせんに参加した件数における合意率は、61.6%

処理終了件数 1,273件 うち2か月以内に処理 748件(58.8%)

令和7年度における解決事例

※内容は一部修正等行っています。

助言・指導の例

事例	降格に関する助言・指導
申出の概要	申出人は中途入社営業職として勤務していたが、ある日突然、上司から「態度が悪く生意気だから将来的にリーダーになる素質がないと判断した」と言われ、営業成績とは関係ない内容で職位を降格され、約25%の賃金減額となった。 態度や性格を理由とする降格には同意できないと抗議し、正式な人事評価内容の開示や具体的な改善点を提示するよう求めたが、会社側より回答はなかった。 申出人は、<u>降格の取消と賃金減額の撤回を求めて</u>、助言・指導を申し出たもの。
助言・指導のポイント・結果	被申出人に対し、職能資格制度の要素が含まれている人事制度において、役割報酬の引下げは、労働者にとって最も重要な労働条件の一つである賃金額を不利益に変更するものであるから、<u>就業規則等に明示的な根拠もなく、労働者の個別同意もないまま、使用者の一方的な行為によって行うことは許されないと判示した裁判例があることを説明した。</u> 裁判例等を踏まえて、申出人と話し合うよう助言したところ、被申出人は事実関係について社内調査した上で申出人との話し合いを行い、<u>降格取消と減給撤回が認められて解決した。</u>

あっせんの例

事例	いじめ・嫌がらせに関するあっせん
申請の概要	申請人は、有期契約のパートタイマーとして入社し、施設案内業務に従事していたが、上司との折り合いが悪く、シフトを減らされるといった嫌がらせを受けるようになった。 申請人は、被申請人に対し、職場環境の改善や上司への注意指導を求めたが、何ら対策は講じられず、その結果、メンタル不調となり、やむを得ず、6か月間の契約期間を残して退職するに至った。 申出人は、<u>被申請人が職場内の安全配慮に取り組まなかったことによる精神的苦痛に対する慰謝料や経済的損失への補償を求めて</u>、あっせンを申請したもの。
あっせんのポイント・結果	被申請人の主張を確認したところ、シフトの削減は申請人からの申出に基づく対応であり、悪意を持ってシフトを減らしたわけではないと主張した。 しかしながら、被申請人は、紛争の早期解決のために一定の解決金を支払う用意があるとの意向を示したため、あっせん委員が双方譲歩可能な解決策の調整を図ったところ、申請人がメンタル不調により契約期間途中で退職を余儀なくされた事情を踏まえ、<u>月給6か月分に相当する解決金(申請人が求める金額の約6割)</u>を支払うことで合意が成立し、解決した。